

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成26年11月4日

会議の名称	庁議
開催日時	平成26年11月4日（火）9時30分～10時30分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸、 市民生活部長 抜井 俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、 教育政策部 菊原龍治、監査委員事務局長 原田隆一 (計11人)
欠席者職氏名	教育長 尾崎健市、議会事務局長 高橋良和
説明員職氏名	【付議】 1～4) 企画部長 中村勝義 【報告】 1 企画部長 中村勝義 2 総務部長 丸山秀幸 3 健康福祉部長 吉岡利昌 4 都市整備部長 谷沢嘉弘 【その他事項】 なし
議 題	【付議】 1) 一般質問に対する検討・研究結果について(企画部) 2) 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について (企画部) 3) 平成26年度志木市給与改定基本方針について (企画部) 4) 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職

員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について（企画部）

【報告】

- 1 平成26年第4回志木市議会定例会提出議案等について（企画部）
- 2 平成26年度志木市一般会計補正予算（第4号）及び平成26年度志木市介護保険特別会計補正予算（第2号）（総務部）
- 3 臨時福祉給付金室執務室の閉鎖について（健康福祉部）
- 4 館第1児童公園内転倒事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について（都市整備部）

【その他事項】

なし

<p>結 果</p>	<p>【付議】</p> <p>1) 一般質問に対する検討・研究結果について（企画部）</p> <p>平成26年第3回志木市議会定例会の一般質問に対する検討・研究結果について、志木市議会議長宛に報告するものである。</p> <p>なお、検討・研究結果については次のとおりである。</p> <p>■有賀議員</p> <p>5 教員の多忙対策について</p> <p>質問：勤務のシステムを変える、また時間帯をずらす等は考えているか伺いたい。</p> <p>検討・研究等答弁：</p> <p>学習指導要領に基づいて教育をより適切に実施していくにはどうしたらよいかについて、教育課程の検討委員会で検討させており、授業時間の確保、授業時間の工夫の提案が出てくれば、そういった部分も検討していきたいと考えております。</p> <p>検討・研究結果：</p> <p>教育課程検討委員会において授業時数確保に向けた検討を続けております。</p> <p>■吉川議員</p> <p>1 まちづくり35の実行計画について</p> <p>(2) 今後の課題について</p> <p>質問：事業仕分における公平性の確保について伺いたい。</p> <p>検討・研究等答弁：</p> <p>この制度において公平性の確保という視点は十分に必要であると思っております。全く違う分野の方が様々な事業を仕分した場合に、実態が分からずに評価をしてしまうということも考えられますので、そのようなことも想定しながら、市の職員のOBや市と直接利害のない方の選任につきましても、十分意を用いて研究してまいりたいと思っております。</p>
------------	---

検討・研究結果：

事業仕分けの実施にあたり、行政の事務に精通した有識者を配置し、評価の公平性を確保した制度設計をまいります。

(3) 「域学連携」地域づくり活動の推進について

(4) スマートフォンなどの自治体アプリの制作について

質問：市独自のアプリの制作、また域学連携について市長の考えを伺いたい。

検討・研究等答弁：

域学連携については特別交付税の措置があるとのことなので、情報収集をしながら、域学連携の趣旨に沿った若者とのタイアップを研究してまいりたいと考えております。

アプリについては、多様なアプリがある中、本市に必要なアプリは何なのか、費用対効果も含めて検討してまいりたいと考えております。

検討・研究結果：

7月より実施している「地区まちづくり会議」の進捗状況を注視するとともに、引き続き、域学連携とのタイアップや制度全般についても、併せて情報収集してまいります。(市民活動推進課)

市独自のアプリ制作については、先進自治体の動向に注視し、費用対効果や市民ニーズを確認する中で、必要性を見極めてまいります。(秘書広報課)

2) 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について (企画部)

特別職非常勤職員が特に広い経験と高い識見を有している場合に、その報酬を増額することができるように改正を行うものであり、平成26年第4回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

特に広い経験と高い識見を有する者であるときに報酬の額に50,000円を上限として加算することができる規定を加える。

実施時期 平成27年1月1日

3) 平成26年度志木市給与改定基本方針について (企画部)

志木市における給与改定は人事院勧告の内容を勘案し、国や近隣市の動向等を慎重に見ながら、給与改定を実施している。

本年度については、平成26年度人事院勧告を踏まえ、次のとおり志木市の給与改定基本方針を策定する。

【平成26年度の改定内容】

- 1 給料表の改定 (国準拠) 改定率 平均0.3%
- 2 通勤手当の改定 (国準拠)
- 3 期末勤勉手当の改定 (国準拠) 3.95月分→4.10月分
- 4 実施時期等 平成26年4月1日
 - ・平成26年第4回定例会に条例議案を上程

【平成27年度の改定内容】

- 1 給料表の改定 (国準拠) 改定率 平均△2%
- 2 地域手当の改定 12%→14%(平成28年度に15%)
- 3 管理職特別勤務手当の新設 (国準拠)
- 4 単身赴任手当の改定 (国準拠)
- 5 実施時期等 平成27年4月1日
 - ・平成27年第1回定例会に条例議案を上程

4) 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について (企画部)

平成26年8月7日の人事院勧告を考慮し決定した「平成26年度志木市給与改定基本方針」に基づき給与改定を行うものである。

改正条例)

- (1) 志木市職員の給与に関する条例
- (2) 志木市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例

改正内容)

第1条 志木市職員の給与に関する条例の一部改正

①通勤手当 100円から7,100円までの幅で引上げ

②期末勤勉手当 3.95月分 → 4.10月分

③給料表 平均0.3%増

施行日 公布の日から施行する。なお、通勤手当及び給料表については平成26年4月1日から適用し、期末勤勉手当については平成26年12月1日から適用する。

第2条 志木市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正

①給料表の改正のみ

施行日 公布の日から施行する。なお、給料表については平成26年4月1日から適用する。

【報告】

1 平成26年第4回志木市議会定例会提出議案等について
(企画部)

平成26年11月25日に開会する平成26年第4回市議会定例会に上程する議案は10件、報告は2件とする。

議案10件の内訳：

人事1件、補正予算2件、条例7件

報告2件

2 平成26年度志木市一般会計補正予算(第4号)及び平成26年度志木市介護保険特別会計補正予算(第2号)について(総務部)

平成26年11月25日に開会する平成26年第4回市議会定例会に上程する補正予算は、平成26年度志木市一般会計補正予算(第4号)及び平成26年度志木市介護保険特別会計補正予算(第2号)の2件とする。

今回上程する予算案)

平成26年度一般会計補正予算(第4号)

(1) 補正額

補正前予算額 21,880,432千円

補正額 ▲ 53,854千円

補正後予算額 21,826,578千円

(2) 債務負担行為

志木第三学童保育クラブ別棟整備事業

56,710千円及び公租公課相当額(H27~H36)

平成26年度志木市介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正額

補正前予算額 3,401,756千円

補正額 1,991千円

補正後予算額 3,403,747千円

3 臨時福祉給付金室執務室の閉鎖について(健康福祉部)

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給関連業務については、10月31日をもって臨時福祉給付金室を閉鎖し、今後の業務は福祉課内で行うこととした。

4 館第1児童公園内転倒事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について(都市整備部)

館第1児童公園内で発生した市民の転倒事故に係る損害賠償請求事件において、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

内容)

事件名 館第1児童公園内転倒事故に係る損害賠償請求事件

事故発生日時:平成25年8月13日午後10時50分頃

事故発生場所:志木市館1丁目6番 館第1児童公園内

損害賠償額:金209,546円

(うち保険補填額 金209,546円、責任割合30パ

	<p>ーセント)</p> <p>内訳：入院治療費及び外来診療費</p> <p>【その他事項】</p> <p>特になし</p>
事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

企画部長が開会を告げる。

【付議】

1) 一般質問に対する検討・研究結果について(企画部)

○概要説明：企画部長

市議会定例会の一般質問時に、答弁の中で、「・・・検討します。」「・・・研究します。」等の答弁を行ったものについて、所管部課等において質問要旨等をまとめ、その後の検討・研究結果または経過等について、次回の市議会定例会の議案配布日と同日に志木市議会議長宛に報告している。

今回は、平成26年第3回志木市議会定例会の一般質問時に「・・・検討します。」「・・・研究します。」等の答弁を行ったものについて、平成26年第4回志木市議会定例会の議案配布日に報告するものである。

今回報告するものは、有賀議員の一般質問、教員の多忙対策についてに関するもの1件と吉川議員の一般質問、まちづくり35の実行計画についてに関するもの2件の合計3件である。

まず、有賀議員の5教員の多忙対策について、議員の質問「勤務のシステムを変える、また時間帯をずらす等は考えているか伺いたい。」との問いに対し、議会答弁では、「学習指導要領に基づいて教育をより適切に実施していくにはどうしたらよいかについて、教育課程の検討委員会で検討させており、授業時間の確保、授業時間の工夫の提案が出てくれば、そういった部分も検討していきたいと考えております。」としたところである。今回その検討・研究結果として、「教育課程検討委員会において授業時数確保に向けた検討を続けております。」と報告したいと考えている。

次に、吉川議員の1まちづくり35の実行計画について、(2)今後の課題についてであるが、議員の質問「事業仕分における公平性の確保について伺いたい。」との問いに対し、議会答弁では、「この制度において公平性の確保という視点は十分に必要であると思っております。全く違う分野の方が様々な事業を仕分した場合に、実態が分からずに評価をしてしまうということも考えられますので、そのようなことも想定しながら、市の職員のOBや市と直接利害のない方の選任につきましても、十分意を用いて研究してまいりたいと思っております。」としたところである。今回その検討・研究結果として、「事業仕分けの

実施にあたり、行政の事務に精通した有識者を配置し、評価の公平性を確保した制度設計をしております。と報告したいと考えている。

また、(3)「域学連携」地域づくり活動の推進についてと、(4)スマートフォンなどの自治体アプリの制作についてでありが、議員の質問「市独自のアプリの制作、また域学連携について市長の考えを伺いたい。」との問いに対し、議会答弁では、「域学連携については特別交付税の措置があるとのことなので、情報収集をしながら、域学連携の趣旨に沿った若者とのタイアップを研究してまいりたいと考えております。また、アプリについては、多様なアプリがある中、本市に必要なアプリは何なのか、費用対効果も含めて検討してまいりたいと考えております。」としたところである。今回その検討・研究結果として、「7月より実施している「地区まちづくり会議」の進捗状況を注視するとともに、引き続き、域学連携とのタイアップや制度全般についても、併せて情報収集してまいります。また、市独自のアプリ制作については、先進自治体の動向に注視し、費用対効果や市民ニーズを確認する中で、必要性を見極めてまいります。」と報告したいと考えている。

議会へ報告する案件のルールとしては、議会答弁において、すでに「検討している。」と、進行形で検討している趣旨の答弁にあつては、本検討・研究結果の項目の中には、加えないものとする。

○質疑応答等

特になし

2) 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について (企画部)

○概要説明：企画部長

特別職非常勤職員が特に広い経験と高い識見を有している場合に、その報酬を増額することができるように改正を行うものであり、内容としては、特に広い経験と高い識見を有する者であるときに報酬の額に50,000円を上限として加算することができる規定を加える。施行日は、平成27年1月1日となるが、適用は4月1日からとしたい。

なお、上限金額の設定の根拠としては、現在の研修講師の費用弁償を参考とし、職種、時間などの支払い基準は内規として定める予定である。

以上の内容について、平成26年第4回市議会定例会に条例案を提案するものである。

○質疑応答等

質問) 上下水道部長

会長だけでなく、他の委員も識見者であれば加算対象となるのか。

回答) 企画部長

そういうこととなる。

意見) 教育政策部長

朝霞地区の学校医の報酬に影響が出るかもしれない。

3) 平成26年度志木市給与改定基本方針について(企画部)

○概要説明: 企画部長

志木市における給与改定は、人事院勧告の内容を勘案し、国や近隣市の動向等を慎重に見ながら、給与改定を実施している。

本年度については、平成26年度人事院勧告を踏まえ、志木市の給与改定基本方針を策定するものである。

改定の内容としては、平成26年度の改定として、1給料表の改定を国準拠として、改定率を平均0.3%とし、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定する。なお、影響額は、約840万円である。また、1級の初任給にあっては、2,000円引上げる。

2通勤手当の改定を国準拠として、交通用具使用者(車・バイク・自転車)に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引上げる。なお、影響額は、約40万円である。

3期末勤勉手当の改定を国準拠として、3.95月分から4.10月分、民間の支給割合に見合うよう引上げる。なお、影響額は、約2,400万円となる。

4実施時期は、平成26年4月1日とし、平成26年第4回定例会に条例議案を上程し、可決されれば12月の賞与・給与支払い後に差額分を支払う予定である。

次に、平成27年度の改定として、1給料表の改定を国準拠として、改定率を平均△2%とし、民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率を踏まえた改定を行う。なお、影響額は、約△2,900万円である。

2地域手当の改定として、平成28年度に15%となるよう、現時点では、12%から14%へ引き上げ、給料表水準の引下げに合わせ支給割合等を見直す。なお、

影響額は、約 3,000 万円である。

3 管理職特別勤務手当の新設を国準拠として、管理職が災害への対処等臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合、勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内の額を支給する。なお、影響額は、実績となり未定である。

4 単身赴任手当の改定を国準拠として、公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額を 23,000 円から 30,000 円に加算額を上げる。なお、本市にあつての単身赴任はないので影響額はなし。

5 実施時期等については、平成 27 年 4 月 1 日とし、平成 27 年第 1 回定例会に条例議案を上程する予定である。

○質疑応答等

特になし

4) 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について（企画部）

○概要説明：企画部長

平成 26 年 8 月 7 日の人事院勧告を考慮し決定した「平成 26 年度志木市給与改定基本方針」に基づき給与改定を行うものである。

改正条例としては、志木市職員の給与に関する条例と志木市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例であり、改正内容は、志木市職員の給与に関する条例の一部改正では、①通勤手当を 100 円から 7,100 円までの幅で上げるとともに、②期末勤勉手当を 3.95 月分から 4.10 月分とする。③給料表は、平均 0.3% 増とする。施行日は、公布の日から施行する。なお、通勤手当及び給料表については平成 26 年 4 月 1 日から適用し、期末勤勉手当については平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

また、志木市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正については、給料表の改正のみで、施行日は、公布の日から施行する。なお、給料表については平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

本日の付議 3、平成 26 年度志木市給与改定基本方針の平成 26 年度改定分の条例の一部改正である。

なお、特別職及び議員についても、期末手当の支給月数を一般職と同様に 0.15 月分改正する予定（3.85 月分から 4.00 月分）であるが、平成 27 年度の適用としたい。

○質疑応答等

特になし

【報告】

1 平成26年第4回志木市議会定例会提出議案等について（企画部）

○概要説明：企画部長

平成26年11月25日に開会する平成26年第4回市議会定例会に上程する議案は10件、報告は2件とする。

議案10件の内訳は、人事1件、補正予算2件、条例7件であり、報告が2件である。

2 平成26年度志木市一般会計補正予算（第4号）及び平成26年度志木市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（総務部）

○概要説明：総務部長

平成26年11月25日に開会する平成26年第4回市議会定例会に上程する補正予算は、平成26年度志木市一般会計補正予算（第4号）及び平成26年度志木市介護保険特別会計補正予算（第2号）の2件を上程する。

まず、平成26年度一般会計補正予算（第4号）としては、補正前予算額の21,880,432千円に、補正額が▲53,854千円で、補正後の予算額は、21,826,578千円である。

内容としてまず、1職員人件費については、人事異動及び給与改定等に伴う職員給与及び諸手当、共済負担金の補正であり、人事院勧告に伴う給与改定、当初予算時の職員数の減等により、補正予算額75,015千円を減額するものである。

2再任用職員等の社会保険料関係についての補正予算額▲43,000千円については、当初予算と実績との乖離を補正するものである。

3人事管理事務、補正額3,500千円については、4人の臨時職員賃金を補正するものである。

4財政調整基金積立金については、人事異動及び給与改定等に伴う職員給与の補正などにより生じる財源について、財政調整基金からの一般会計への繰入を取りやめてもなお余剰する額について、積み増すものである。

5基幹系システム活用事業は、マイナンバー制度導入に備え、地方が共同出

資している地方共同法人地方公共団体情報システム機構が設置する中間サーバの整備に係る負担金 981 千円で、全額が国庫支出金である。

6 市民税賦課事務の補正予算額 1,674 千円は、平成 26 年度税制改正に伴う法人税システム及び軽自動車税システムの改修経費である。

7 緊急時連絡システム整備事業、補正予算額 117 千円については、レンタル台数が当初の見込みを上回ったことによるものである。

8 介護保険特別会計操出金、補正予算額 1,154 千円については、特別会計補正に係りして発生する増額である。

9 民間保育園施設整備補助事業、補正予算額 7,135 千円については、本町のありさん保育園の認可保育園への移行に伴う施設改修費及び物件賃借料の補助で、賃借物件による保育所整備事業補助金（国 2/3、市 1/12）事業者（1/4）で、財源は、国支出金 6,342 千円と一般財源 793 千円である。

10 農業委員会事務、補正予算額 1,046 千円は、農地台帳システムを統一化するための経費で、全額が県支出金である。

11 頑張る農家支援事業、補正予算額 291 千円については、平成 26 年 4 月に補正で計上した被災ビニールハウスの撤去、再建費に係る補助金について、被災農業者が加入している園芸共済から支払われる共済金の取り扱いが変更になったことによる増額である。

12 教育相談事業、13 特別支援教育事業については、教員サポートセンター相談員の通勤旅費不足によるものである。

14 幼稚園就園奨励費補助事業、補正予算額 14,955 千円は、対象人数が転入により、当初予算見込みを上回ったことによるものである。

また、債務負担行為として、志木第三学童保育クラブ別棟整備事業で、56,710 千円及び公租公課相当額を平成 26 年度から 36 年度までの 10 年間で設定する。これは、当該学童保育クラブの増設について、借地による別棟建設による対応の目途が立ったため、借地料及び建物リース代について設定するものである。

次に、平成 26 年度志木市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、補正前予算額の 3,401,756 千円に、補正額が 1,991 千円で、補正後の予算額は、3,403,747 千円である。

内容としては、介護賦課徴収事務において、制度改正に伴うシステム改修が発生することと、介護認定事務において調査を実施する臨時職員賃金の不足に伴う補正である。

以上、一般会計及び特別会計の補正予算概要である。

3 臨時福祉給付金室執務室の閉鎖について（健康福祉部）

○概要説明：健康福祉部長

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給関連業務については、庁舎2階202会議室で行ってきたが、申請期間終了に伴い業務の大半は終了し、残務整理を残すところとなった。

これに伴い、10月31日をもって現在の臨時福祉給付金室を閉鎖し、今後の業務は福祉課内で行うこととした。

なお、10月30日現在の申請実績は、臨時福祉給付金が、申請件数 5,949件、送付件数に対する申請率 84.7%。子育て世帯臨時特例給付金が、申請件数 4,884件、送付件数に対する申請率 98.7%である。

4 館第1児童公園内転倒事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

館第1児童公園内で発生した市民の転倒事故に係る損害賠償請求事件において、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

内容についてであるが、本件は、平成25年8月13日午後10時50分頃、志木市館1丁目6番、館第1児童公園内で、広場の縁石につまずき、肋骨と鎖骨を骨折した損害賠償事故で、ここで示談が成立したものである。損害賠償額は、209,546円でうち保険補填額は、209,546円、責任割合は、30パーセントであり、内訳は、保険補填分の入院治療費及び外来診療費である、休業補償、損害賠償などは支払っていない。

【その他事項】

特になし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。